

東御市中小企業振興資金等融資斡旋に関する協定書

東御市中小企業の振興をはかるため、東御市商工業振興条例（以下「条例」という。）に基づき東御市長 を甲とし、上田信用金庫大屋支店長 を乙として下記事項を協定する。

記

（制度の制定）

第1条 乙は条例による市の中小企業振興方策に協定するため、別表に掲げる金融制度を設ける。

2 別表に定めるもののほか貸付手続き、条件、償還方法等は乙の定めるところによる。

（保証）

第2条 この協定に基づく貸付金は、すべて長野県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証に付するものとする。

（預託）

第3条 甲は制度運用のため、次の各号に掲げるところにより乙に預託するものとする。

- | | |
|--------|----------------------------|
| 1 預託金額 | 金 3,000,000円 |
| 2 預託期間 | 平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで |
| 3 預託利率 | なし |

（融資の限度額）

第4条 融資の限度額は前条の預託金額の4.3倍以内とする。

（資金の貸出）

第5条 乙は前条の融資限度の枠内で受け入れた申し込みに対しては特別の理由がない限り市の斡旋に協力し、自己資金をもって貸し出しを行うものとする。

ただし、貸し出しに対する専決権は乙に有する。

(協力)

第6条 甲は乙に協力してこの制度の貸し付け及び回収が円滑に行われるよう努めなければならない。

(協定の保管)

第7条 この協定は成立の日から実施し、平成21年 3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までに当事者のいずれからも何等の意思表示がなかったときは、この協定はその後1年更新されたものとし以後も又同様とする。

2 前項の協定は有効期間中であっても両者協議の上何時でもこの協定の内容を変更し又協定を解除することができる。

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項は甲乙協議の上協定するものとする。

上記の協定を証するため本書2通を作成し署名捺印のうえ甲・乙各1通を所有する。

平成20年 4月 1日

甲 東御市長 土屋 哲 男



乙 上田信用金庫大屋支店
支店長 丸山 益 雄

